

いじめ防止基本方針

いじめ防止対策推進法第13条に基づき、本校におけるいじめ防止のための対策に関する基本的な方針を定める。

※いじめ防止対策推進法第2条におけるいじめの定義

いじめとは、児童に対して当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

1 いじめ防止の基本的な考え方

(1) いじめに対する基本認識

いじめは、いじめを受けた児童生徒の心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は心身に重大な危険を生じさせる恐れがあるものであり、決して許されない行為であるという認識を全職員で共有するとともに、その防止に向け、学校はもとより、地域社会全体が使命感をもって取り組んでいかなければならない。

「いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こりうる」問題であり、いじめに悩む児童生徒を救うため、本基本方針に基づき、学校、家庭、地域、その他の関係者の皆様との強い連携の下で、「いじめを決して見逃さない」という意識を共有し、いじめの防止等に全力で取り組む。

(2) 学校及び学校の職員の責務（いじめ防止対策法第8条）

学校及び学校の教職員は当該学校に在籍する児童の保護者、地域住民、児童相談所、その他の関係機関との連携を図りつつ、学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に取り組むとともに当該学校に在籍する児童がいじめを受けていると思われるときは適切かつ迅速にこれに対処する責務がある。

いじめの認知ゼロの学校は、児童や保護者に公開し、漏れがないか確認する。

(H. 31. 1. 7教義1958号通知)

2 いじめ防止対策のための組織

いじめ防止対策に関する措置を実効的に行うため、校長、教頭、教務主任、生活指導主任、特別支援コーディネーター、養護教諭による「いじめ対策委員会」を設置して、同委員会を定期的に開催し、本方針に基づく取組の実行、進捗状況の確認、定期的検証等を行う。

また、いじめなどが発生した場合は、臨時に対策委員会を開催し、校長、教頭、教務主任、生活指導主任、特別支援コーディネーター、養護教諭、関係学級担任（関係学年主任）で早期対応に当たる。

3 いじめ未然防止の取組

児童生徒が、よりよい人間関係を構築できるよう社会性を育み、いじめを生まない土壌をつくるため、次のような視点からいじめの防止に努めるものとする。

- ア 学校の教育活動全体を通じ、全ての児童生徒に、豊かな情操や道德心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養い、「いじめは決して許されない」ことの理解を促すこと。
- イ 全ての児童生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、児童生徒の「居場所づくり」を進めるとともに、児童生徒同士の「絆づくり」を通して、自己有用感や充実感を感じられるようにすること。
- ウ 児童生徒がいじめを行う背景にあるストレス等の要因に着目し、その要因についての改善を図るとともに、児童生徒がいじめに向かわないようにストレスに適切に対処できる力を育むこと。
- エ いじめの問題への取組の重要性について校区民全体に認識を広め、家庭、地域と一体となって取組を推進するための普及啓発に努めること。

(1) みんなで考えることで分かる授業づくり

一人で考えても分からなかったことをみんなで話し合ったり友達の考えを聞いたりすることで、今まで気付かなかったことに気付くことができる。「できた。」「分かった。」喜びを感じることで次の学習への意欲が高まり、自己有用感をもつことができる。

- ① 校内研修による分かる授業の実践
- ② 基礎・基本事項の徹底指導
- ③ 「学びのスキル」に基づく学習規律の徹底

(2) ESDの考え方に基づいた人権感覚の育成と道德教育の充実

ESD単元や教科等との密接な関連を図りながら計画的、発展的な指導を行う。

- ・生活目標と関わらせて指導を行う。
- ・行事や体験活動に関わらせ、子どもたちの心に響く授業実践を行う。
(ファミリー活動・マラソン記録会・施設見学等)
- ・自分の考えを書く活動や、本音で話し合える発問や場面の設定などを工夫する。
- ・自己を見つめる場を大切にする。
- ・実践力を育てる構成的グループエンカウンター・ソーシャルスキルトレーニングなどの活用を工夫する。互いに認め合い、励まし合って差別をしない公正な実践的態度を育てる。
- ・人の気持ちや立場を考え、思いやり、助け合う心情を育てる。
- ・生きるⅠⅡⅢや「愛・いのち(同和教育研修会 指導案・資料集)」の活用。

(3) 学級経営の充実と言葉でかかわる力の育成

小規模校で少人数のため、小さいころから同じ人間関係の中で育っている。そのため、自分の思いを伝えることが苦手な児童が多く、相手の気持ちに立った言葉の力が育ちにくい。その場にふさわしい言葉や相手の気持ちを考えた言葉で話し、「ありがとう」「ごめんなさい」が言える児童を育てる。

- ①話し合い活動、学級会、協力し合う活動、よいと判断したことを自ら実践する活動の工夫
- ②学期のスタート期、長期休業明けには節目として、学級の集団づくりに努めるとともに、各期に目当てをしっかりとせた計画的に進める学級経営
- ③一人一人の児童の点検と活躍の場があり、互いの存在を大切にしよう学級経営
- ④授業や生活場面を通じて、不公平、不公正な場面を見逃さず、子どもと向き合った指導に努める。

(4) 特別活動の充実

代表委員会や学級活動における、学校・学級における生活向上の諸問題の解決

- ①児童を主体とした諸活動の計画運営の推進
- ②学校生活改善のための話し合いや活動の重視
- ③ファミリー班(縦割り班による異学年交流)活動(掃除、学校行事・八石登山・北星祭りなどの児童会行事)
- ④運動会のファミリー種目
- ⑤東中学校区いじめ見逃しゼロスクールへの参加(6年)
 - ・いじめ見逃しゼロスクール集会に向けて話し合ったことをE S D集会で発表し、全校児童のいじめ見逃しゼロへの意識を高める。
- ⑥ありがとう週間の取組
 - ・給食センターの職員さん、良寛牛乳の方、配膳パートさん、ご飯やパンを運んでくれる人などへの感謝状、本の読み聞かせボランティア、用務員さんへの感謝

(5) 体験学習の充実

- ・コミュニケーション能力を養う、互いにかかわる体験活動を体系的・計画的に行う。
- ・生活科・総合的な学習の時間、クラブ活動等での地域ボランティアの方とのかかわり(野菜の栽培活動など)
- ・地区探検・稲の栽培、地域の方と触れ合う会、八石登山

(6) インターネットを通じて行われるいじめへの対策

インターネットを通じて行われるいじめを防止するとともに、発生した場合には効果的に対処することができるよう、児童生徒及び保護者に対し、授業や入学説明会、PTA行事などの機会を通じて、必要な情報モラル教育及び啓発活動を行う。

(7) 家庭、地域との組織的な連携・協働

より多くの大人が児童生徒の悩みや相談を受けとめることができるよう、日頃から、家庭やPTA、地域の関係団体等との連携を促進する。

4 いじめの早期発見のための取組

(1) 学校生活アンケートの実施

いじめを早期発見するために、年2回以上児童に対するアンケート調査を行う。
(記名方式と無記名方式の併用)

(2) ふれあいタイム(教育相談)の実施

アンケート調査の実施後、全校児童を対象とした教育相談を実施し、児童の悩みや
困り感の解消に努める。

(3) 日記や連絡帳の活用

日記や連絡ノートを活用して、児童及び保護者との連絡を密にし、信頼関係を構
築する。

(4) 日常の行動観察

児童の日常の様子を観察知ること、児童の人間関係やいじめのもとになる言動
を把握し、指導に生かす。

「これは、いじめではない」等の恣意的な判断を避け、好ましくない見方・考え
方、人を不快にさせる言動があった時を重要な指導場面と考えて、協働的に対処す
る。

5 いじめ早期発見のための基本体制

(1) いじめ事案への対応

- ①教職員は、いじめに関する相談を受けた場合、またはいじめと思われる行為を見付
けた場合は、その日のうちに管理職に報告する。
- ②校長は、速やかにいじめ対策委員会を開催し、いじめの事実の有無の確認を行うた
めの措置を講じ、いじめと認知した場合は、教育委員会に電話で第一報を入れ、その
後「いじめ状況報告書」により報告する。
- ③いじめの事実が確認された場合はいじめをやめさせるとともに、その再発を防止す
るため、いじめ対策委員会が中心となって対応を協議し、いじめを受けた児童及び
保護者に対する支援と、いじめを行った児童に対する指導、並びにその保護者に対
する助言を継続的に行う。
- ④校長は、必要があると認めるときは、いじめを行った児童について、いじめを受け
た児童が使用する教室以外の場所で学習を行わせるなど、いじめを受けた児童が安
心して教育を受けるために必要な措置を講じる。
- ⑤犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては警察署等に連携して対応し、児
童の生命、身体または財産に重大な被害が生じる恐れがある時は、直ちに警察署に
通報し、適切に援助を求める。

(2) いじめの認知及びその後の対応における留意事項

- ① いじめを受けたとされる 児童生徒の聴き取り等を行う際には、行為が発生した時点の本人や周辺状況を客観的に確認する。
- ② いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく「いじめ防止等対策委員会」に速やかに報告し、委員会において判断する。
- ③ 外見的には遊びやけんかのような行為でも、見えにくい所で被害が発生している場合があること、様々な理由で本人がその事実を隠したり否定したりする場合もあること等を踏まえ、状況等の確認を行い、児童が感じている被害性に着目して、いじめに該当するかどうか、問題点は何かを判断する。
- ④ 行為の対象となる児童本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、いじめたとする行為を行った児童に対する教育的な指導を適切に行う。
(交換日記やインターネット上の悪口など)
- ⑤ いじめに当たると認知した場合であっても、その全てが厳しい指導を要する場合とは限らない。好意で行った行為が意図せずに相手の児童に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合や教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合については、「いじめ」という言葉を使わずに指導するなどの柔軟な態度も必要とする。これらの場合でも、法が定義するいじめに該当すると捉える。

6 重大事態への対応

(1) 重大事態の定義 (→一般的には別紙の通り)

- ① いじめにより児童の生命、身体に重大な被害が生じた疑いがあると認めたとき
- ② いじめにより児童が相当の期間(年間30日を目安とする)、学校を欠席すること余儀なくされている疑いがあると認めるとき
- ③ 児童や保護者からいじめにより重大事態に至ったという申し立てがあったとき

(2) 重大事態への対応

- ① 重大事態が発生した場合、速やかに教育委員会へ事態発生について報告する。
- ② いじめ対策委員会を中核に、教育委員会と連携して、初期調査を実施する。
 - 重大事態に至る要因と、いつ、誰から、どのような態様のいじめを受けたか、いじめを生んだ要因や、児童の人間関係にどのような問題点があったか。学校、教職員がどのように対応したか。などの事実関係をできる限り調査し、明らかにする。
 - 児童や教職員に対する質問紙調査や聞き取り調査の実施は、いじめを受けた児童や情報を提供した児童を守ることを最優先として行う。
 - 因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係をできるだけ速やかに調査する。
 - いじめを受けた児童からの聞き取りが可能な場合
 - ・いじめを受けた児童からの聞き取りの際は、事情や心情を十分に聞き取る。
 - ・いじめた児童には、適切な指導を行い、いじめ行為をすみやかに止めさせる。
 - ・いじめを受けた児童の状況に合わせて継続的な心のケアに努め、落ち着いた学校生活に戻るための支援や学習支援を行う。
 - いじめを受けた児童からの聞き取りが不可能な場合(いじめを受けた児童の入

院や死亡)

- ・当該児童の保護者の要望・意見を十分に聴き取り、迅速に当該児童の保護者と調査について協議してから取り掛かる。
- ③ いじめを受けた児童とその保護者に対して、調査の結果を適時・適切に情報提供する。
- ④ 調査結果を教育委員会に報告し、調査結果を踏まえた必要な措置をとる。

7 地域・保護者との連携と教職員研修

(1) 関係機関との連携

- ・警察、児童相談所、柏崎市教育センター、民生児童委員との連携
- ・東中学校区幼保小中(e a s t n e t)内の連携の強化

(2) いじめ防止などに関する保護者学習会(説明会)

P T A総会や学習参観の折の懇談会等を利用して、本方針に基づき、いじめ防止に関して保護者の理解と協力を得られるように説明(学習)する機会を設け、いじめの防止等に関する保護者の意識向上を図る。

(3) いじめ防止などに関する教職員研修の実施

いじめの防止等(いじめの未然防止・早期発見・早期対応)に関する研修を年間計画に位置付けて実施し、日々の観察の仕方など、いじめ防止などに関する教職員の資質の向上を図る。

8 いじめ防止の年間計画

いじめ防止対策委員会が中核となつて行う会議の開催時期、校内研修などの開催時期、その他個別面談その他、教育相談(ふれあいタイム)などのいじめ防止に関する取組の年間計画を作成する。(別紙「いじめ防止のための年間計画」、いじめ防止学習プラン『北星プラン』)

9 学校評価と基本方針の検討

(1) 学校評価における留意事項

学校評価において、いじめ防止対策などの取組内容を評価し、改善を図るとともに保護者のアンケートを活用して学校と家庭・地域の連携・協力の下で、いじめ防止などに関する取組を推進する。また、評価の結果を年度末に「学校評価報告書」に記載して、教育委員会に報告する。

(2) 学校いじめ防止基本方針の検討

学校いじめ防止基本方針の策定から3年をめぐりとして、国及び県、市の動向等を勘案して基本方針を見直し、必要を認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

10 家庭・地域への啓発

策定した学校いじめ防止基本方針は、学校のホームページで公開するなどの工夫を行い、周知を図る。また、学校便り等で、地域・家庭に対して、いじめを防止することの重要性や理解を深めるための啓発を行い、互いに連携していじめ防止の取組を推進

いじめ防止等のための年間計画

資料 1

◆縦割り班にかかわる取組 ★小中連携にかかわる取組 ●保小連携にかかわる取組

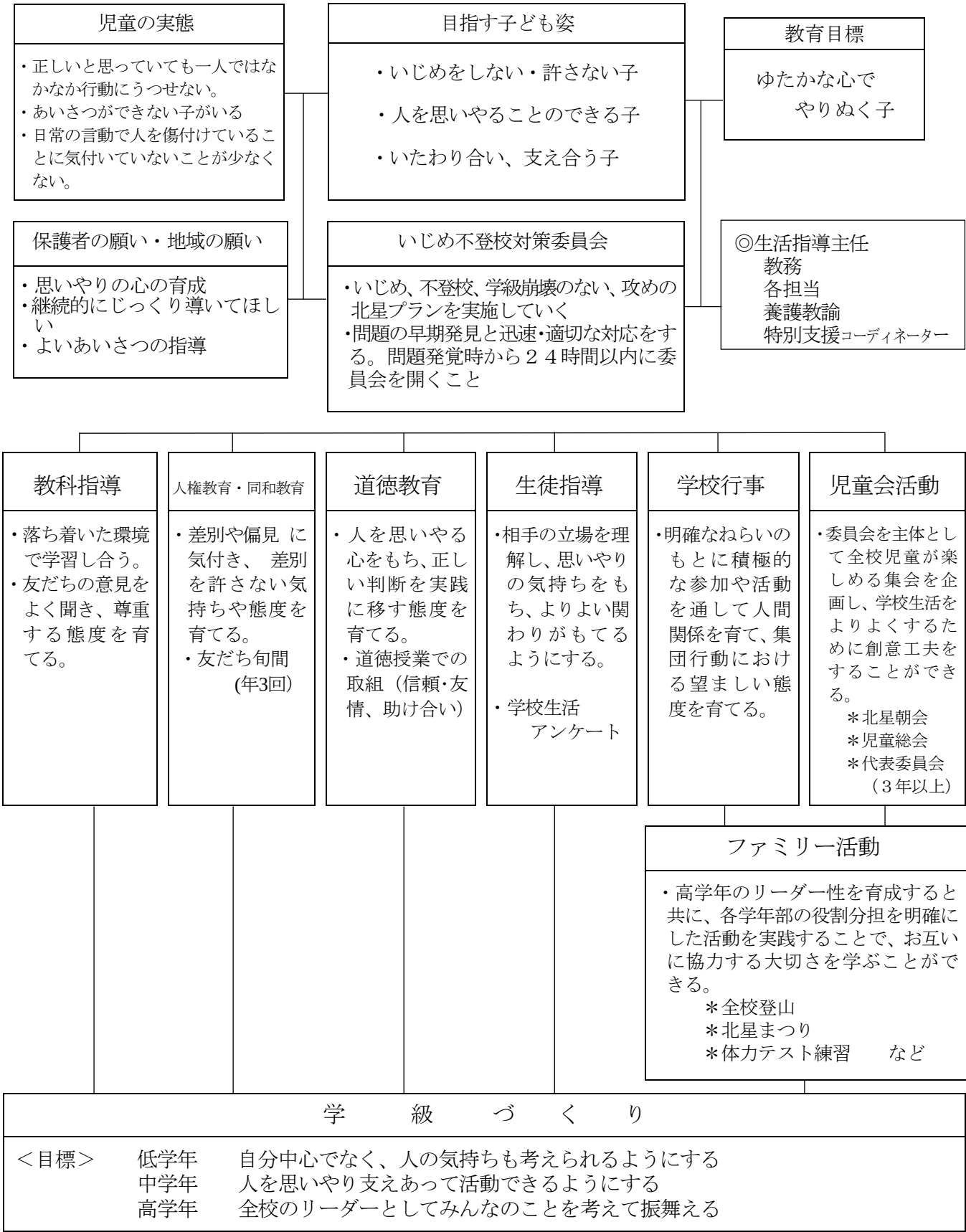
◎人権教育強調旬間

※毎月 10 日をいじめ 0 の日とし、いじめ防止を呼びかけ、考える日とする。

月	主に子供にかかわる取組	主に保護者にかかわる取組	主に職員にかかわる取組
4	◎学級開き ・ファミリー班顔合わせ◆ ・1年生を迎える会 ・スタートカリキュラムの実施● ・地区児童会	P T A 役員総会 P T A 総会 (総会にていじめ防止基本方針を説明) 学級懇談会	職員研修(児童理解) 「北鯖石いじめ防止基本方針」の共通理解 学級の人間関係観察 年間を通し、一人1研修会参加
5	・八石登山 ・児童総会 ・大運動会◆ (ファミリー種目)	(親子奉仕作業) 家庭訪問(住居確認)	校内授業研
6	・修学旅行 ・自然教室 ・体力テスト◆ ・幼小連絡会● ◎友達旬間 ・プール清掃		学校生活アンケートの実施・ふれあいタイム(教育相談) 校内授業研
7	・学習参観 ・地区児童会	学習参観	児童の実態把握と長期休業に向けての指導 校内授業研
8			小中合同研修 校内人権研修① 校内人権研修(指導案検討)②
9	・道徳参観 ・親善陸上大会	学習参観	学習参観(人権教育、同和教育) 校内授業研
10	・マラソン記録会 ・音楽会		校内授業研
11	・移行学級● ・市音楽祭 ◎友達旬間 ・ファミリーの話し合い ・いじめ見逃しゼロスクール★ ・東中新入生体験入学★		ふれあいタイム(教育相談) 構成的グループエンカウターの実施 校内授業研
12	・地区児童会 ・(E S D 集会)	個別懇談	個別懇談 長期休業前の生活指導 校内人権研修③
1	・学習参観 ・学校保健委員会	学習参観	新年の目標設定の補助支援
2	・学習参観 ・北星祭りの話し合い・準備◆ ・北星祭り兼卒業・進級を祝う会◆ ・幼小連絡会● ・移行学級● ・縄跳び大会 ◎友達旬間	学習参観 学級懇談会	
3	・地区児童会 ・小中連絡会★ ・終業式 ・卒業式		年間の振り返りと次年度への抱負への支援
通年	・あいさつ運動 ・生活委員会による生活目標に関わる呼びかけ ・環境委員会による花いっぱい運動		・すべての子どもが参加する「分かる・できるようになる」授業 ・互いが尊重し合い高め合う学級集団作り ・通年のあいさつ運動 ・子どもを語る会(年3回) ・情報交換会(毎週金曜日の終礼時)

北 星 プ ラ ン

北鯖石小学校いじめ防止学校プラン



・4月学級開き、長期休業あけ、後期始業日に全学級で「いじめ・なかまはずし」は許されないことを担任が子どもに説諭すること

別紙

第1 重大事態の定義

重大事態とは、「いじめにより当該学校に在籍する児童などの生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める」事態（本資料では自殺など重大事態と呼ぶ。）及び「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める」事態（本資料では不登校重大事態と呼ぶ。）と定義されている。（いじめ防止対策推進法第28条第一項）